## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人化学兵器被害者支援 日中未来平和基金	事業年度	2023年4月1日~2024年3月 31日
-----	--------------------------------	------	--------------------------

- 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]
  - ※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動 促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

	収 益	源泉の	内 訳	金	領
	П	E会員受取会 <b>2</b>	<b>*</b>		140,000 円
	<b>賛</b>	助会員受取会	費		435,000 F
A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH		受取寄附金			969,832 P
		受取利息	A	AND THE PROPERTY OF THE PROPER	4,128 P
III TA	numuunna mana mana ummamamama san s	雑収益			1,130 P
and desired desired desired desired in the second					P
MAAAAAA IAIA OO OO I O OO	TYPENER TYPENER (A SEASTE LEVER OF THE PERSON OF THE SEASTER OF THE SEASTER OF THE SEASTER OF THE SEASTER OF T		INTERNATION TO THE PROPERTY OF		P
					P
					, <del> </del>
					h
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			P
**************************************	nonaunannaen marata an anna anna			NAME OF THE OWNER OWNER OF THE OWNER OWNE	P
					þ
	合		計	1	,550,0 <del>9</del> 0 P
2) 借入金		7	,		#5
	借	入		金	額
		なし		N	F
B. H. HERRITA B. B. H. MARINA VINCENIA (11) 1-25-2-77					P
			A. A		F
					P
			計		 F

**〒2 取引の内容に関する事項**[③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		406,000 円	寄附金 400,000 円, 賛助会員 会費 6,000 円
		103,005 円	寄附金 103,005 円
		50,000 円	寄附金 50,000 円
		50,000 円	寄附金 50,000 円
		30,000 円	賛助会員会費 30,000 円

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

<u> 天/11 つ 土 ノ G-14 月</u>	·		
氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		166,990 円	ニュースレター, 書類等発送 郵便料金
		125,200 円	中国での会合参加旅費
		94,776 円	倉庫賃借料
		83,116 円	会計アプリ使用料
		36,410 円	会議室料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引 イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

# 口 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

# ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対	価 の 額	その他の取引条件等
		通訳	2024年 9月3 日		22,000 円	通訳・翻訳費支給規 程及び業務委託契約 書による
		案内謝金	2024年 9月13 日		5,500 円	事務局会議で決定
					円	
					円	
					円	
					円	
		,			円	
					円	

**寄附者に関する事項** [④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄	附	金	額	受領年月日
なし				P	7
				P	F
				P	9
				P	3
				P	9
				P	9
				P	<del>1</del>
				P	<del>]</del>
				P	9
				P	9
				Р	- ·
				P	9
				P	9
				P	9
				P	7
				Р	9
				Р	9
				P	9
				P	9
		<b></b>		P	9

**4 役員等に対する報酬又は給与の状況**[⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給 与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1) (以下「役員等」という。) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
  - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
  - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

#### イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

	13 14-7-13 7 6	ロシングラント	すり入れいがし	(* <u>C</u>  3, 10 )		
氏	名	職名	法人との <b>関係</b> (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支給金額
なし						

(注2)注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 2024年4月1日 ~ 2025年3月31日

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数		左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額	
								0	人	1														0円

# 5 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

別紙のとおり 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	支出先の名称等	住	所	等	支出年	月	∃	支	出 4	金 額	寄	附	の	目	的	4
円       円       円       円       円       円	別紙のとおり															
円       円       円       円       円       円																
円 円 円 円 円																
円 円 円																
円 円 円											ļ <u>-</u>			·		
円		· · · · · · · · · ·														
H	·															
										<b>-</b>						

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並び にその実施日]

実	施	日	使	途	金	額
202	24. 10	).16	遺棄毒ガス被害者への薬代抗の支払いのために,			3,775,091
		•				
	•	•				
		•				

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額(円)	寄附の目的等
		0005 /1 /1 /	05.170	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支
		2025/1/16	85,160	援金(海外送金)4,000人民元
		0005 /1 /1 4	05.000	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支
		2025/1/14	85,800	援金(海外送金)4,000人民元
		0005/1/15	07,000	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支
		2025/1/15	86,080	援金(海外送金)4,000人民元
		0005/1/15	07.000	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支
		2025/1/15	86,080	援金(海外送金)4,000人民元
		2005 /1 /01	95.490	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支
		2025/1/21	85,680	援金(海外送金)4,000人民元
		2005 /1 /15	96,000	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支
		2025/1/15	86,080	援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/15	86,080	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支
		2025/1/15	00,000	援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/21	85,680	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支
		2023/1/21	65,080	援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/21	85,680	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支
				援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/15	86,080	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支
		2025/1/15	00,000	援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/14	85,800	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支
		2023/1/14	03,000	援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/26	85,800	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支
		2023/ 1/ 20	05,000	援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/26	85,800	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支
		2023/1/20	03,000	援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/21	85,680	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支
		2023, 1, 21	00,000	援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/14	85,800	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支
		2023/ 1/ 11	00,000	援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/14	85,800	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支
			00,000	援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/16	85,160	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支
		2023/1/10	00,100	援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/16	85,160	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支
			55,100	援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/14	85,800	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支
		2023/1/14	05,000	援金(海外送金)4,000人民元

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額(円)	寄附の目的等
		2025/1/16	85,160	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/21	128,520	遺棄化学兵器被害者の検診の結果判明 した病気の治療費用の支援金(海外送 金)6,000人民元
		2025/1/16	85,160	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/14	85,800	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/15	86,080	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/21	85,680	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/16	85,160	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/21	85,680	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/14	85,800	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/21	85,680	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/16	85,160	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/15	86,080	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/21	85,680	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/14	85,800	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/16	85,160	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/14	85,800	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/15	86,080	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/16	85,160	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/15	86,080	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支援金(海外送金) 4,000人民元

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額(円)	寄附の目的等
		2025/1/14	85,800	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/14	85,800	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2024/10/16	41,840	遺棄化学兵器被害者の検診の結果判明 した病気の治療費用の支援金(海外送 金)2,000人民元
		2025/1/15	86,080	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/21	10,730	遺棄化学兵器被害者の検診の結果判明 した病気の治療費用の支援金(海外送 金)500.92人民元
		2025/1/15	86,080	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/16	85,160	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/16	85,160	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
		2025/1/21	85,680	遺棄化学兵器被害者の薬剤代の一部支 援金(海外送金)4,000人民元
合計額			3,951,250	

## 認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人化学兵器被害者支援日中未来平和基金	チェック 欄
3 運営組	<b>繊及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</b>	<i>y</i>
イ 役員	の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	"

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

		項目	役員数	最も人数が多 い「親族等」の グループの人 数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
区	分		1	2	3	4	(5)
<b>a</b>	2024年4月1日~2025	年3月31日	19 人	0人	0%	2人	10. 5%
Ф	年 月 日~ 年	月日	人	人	%	人	%
©	年月日~年	月日	人	人	%	<u>ا</u>	%
<b>a</b>	年月日~年	月日	人	人	%	人	%
e	年月日~年	月日	人	,	%	人	%
<b>①</b>	年月日~年	月日	人	人	%	<u>ل</u>	%
申	詩	時	人	, ,	%	Д	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転配してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

	-	

各社員の表決権が平等である	<b>a</b>	<b>©</b>	©	<b>@</b>	e	<b>①</b>	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい。いいえ	はいいえいいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいいえ	はい・・・いいえ	はい ・ いいえ	はい、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### (注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添 付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

<u> </u>							
項目	<b>a</b>	<b>®</b>	©	<b>@</b>	e	Ð	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はいない	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいいえ	はいいえ	はい・・・いいえ	はい・・・いいえ	はい・・・いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存 を青色申告法人に準じて行っている	(1 <u>t)</u> <u>Ž</u> (1/t)	はい	はい	はい	はい	はい	はい

#### 倒 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

\_

項	目	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	e	Ð	申請時
費途が明らかでない支出がある、 載がある等の不適正な経理の有無		有·無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

#### (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

### 「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

	「認定卒半寺アエツン衣」(第3衣)癿戦安	. 197
項 目	記載要領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「@~①」の各欄には、実績判定期間の各事業	
	年度(又は各年)を記載します。	•
	第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」	
	及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	「上記を証する書類の名称とその内容
	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例え	等」欄には証する書類の内容を文言のと
	ば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、	おりに記載します。
	平等なものとする』と規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。	① 「会計について公認会計士又は監査
	なお、「⑧」から「①」については、イに記載する各期	法人の監査を受けている」の「はい」
	間 (「②」 から 「①」) を示したものです。	に「〇」した場合には監査証明書を添
		<u>付してください。</u>
		② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及
		び帳簿書類の保存を青色申告法人に準
		じて行っている」の「はい」に「〇」
		した場合には、第3表付表2「帳簿組
		織の状況」を記載し添付してくださ
		<u>^77°</u>
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	
	なお、「@」から「①」については、イに記載する各期	
	間 (「@」 から 「①」) を示したものです。	

# 記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

# 役員の状況

# 第3表付表1

法人名 特定非営利活動法人化学兵器被害者 支援日中未来平和基金	(a)	<b>©</b>	©	<b>a</b>	e	Œ	申請時
役 員 数	19人	人	人	人	人	人	Y
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループ 人数	の 0人	人	人	人	人	,	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又 使用人である者並びにこれらの者の親 等」のグループの人数		Д	人	人	J.	Д	人

				役員の	内	訳						-
								就	任等	の	状 況	
氏 名	住	所	職名	続柄等	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	©	Ð	申請時	就任・退任 年月日
淡路剛久			理事		0							平成28年10月 20日就任
渡邊知行			理事		0							平成 28 年 10 月 20 日就任
南典男			理事		0							平成 28 年 10 月 20 日就任
小野由紀子(富 永由紀子)			理事		0							平成 28 年 10 月 20 日就任
吉中丈志			理事		0						:	平成 28 年 10 月 20 日就任
磯野理			理事		0							平成 28 年 10 月 20 日就任
山田勝彦			理事		0							平成 28 年 10 月 20 日就任
藤井正實			理事		0							平成 28 年 10 月 20 日就任
LI LOU李 楼			理事		0							平成 28 年 10 月 20 日就任
宮城恵里子			理事		0							平成 28 年 10 月 20 日就任
大谷猛夫			理事		0							平成 28 年 10 月 20 日就任
人見剛			理事		0							平成28年10月 20日就任

林公則	理事	0		 		平成 28 年 10 月 20 日 <b>就</b> 任
中村梧郎	理事	0	••	 	 	 平成 28 年 10 月 20 日就任
藤澤整	理事	0		 	 	平成 28 年 10 月 20 日就任
吉田邦彦	理事	0				平成 29 年 4 月 4 日就任
小野寺利孝	理事	0		 	 	 平成 28 年 10 月 20 日就任
菅本麻衣子	理事	0				 平成 29 年 4 月 4 日就任
平松真二郎	監事	0				 平成 28 年 10 月 20 日 <b>就任</b>

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます

# 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	名 特定非営利活動法人化学兵器被害者支援日中未来平和基金												
伝	票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間									
総勘定元帳		会計ソフト (freee) 使用 ルーズリーフ	随時	10年									
<b>仕訳帳</b>		会計ソフト(freee)使用 ルーズリーフ	随時	10年									
金銭出納帳		装丁帳簿(手書き)	随時	10年									
入金伝票		会計ソフト(freee)使用	随時	10年									
出金伝票		会計ソフト(freee)使用	随時	10年									
振替伝票		会計ソフト(freee)使用	随時	10年									

#### (記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- · 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「隨時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更 がないときは、添付を省略することができます。

#### 認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人化学兵器被害者支援日中未来平和基金	チェック 欄						
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること								
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと								

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法 人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当 法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う
  - 者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上 であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1	•																_
	項	<b>B</b>		<b>a</b>		<b>ⓑ</b>		©		<b>@</b>	(	e)	(	Ð	申	請時	
	宗教の教義を広め、 健 を教化育成する活動	・ 義式を行い、及び信者	有	<b>#</b>	有	・無	有	• 無	有	・無	有	・無	有	・無	有	· 無	
	政治上の主義を推進し に反対する活動	/、支持し、又はこれ	有	(#	有	· 無	有	・無	有	・無	有	• 無	有	• 無	有	・無	
	特定の公職の候補者者 又は政党を推薦し、支 反対する活動		有	<b>(#</b> )	有	・無	有	・無	有	・無	有	· 無	有	・無	有	・無	

中調時 (a) (C) **(D) (e) (f)** 項 目 **(b)** 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対 有(·無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有·無 する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供 与の有無 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 有(無 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無 役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事 有·無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 業の運営に関して特別の利益の供与の有無 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 有(・無 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有・無 有・無 有·無 有・無 有・無 有・無 有無

#### (注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

# 認定基準等チェック表 (第5表)

# 法人名 特定非営利活動法人化学兵器被害者支援日中未来平和基金

チェック欄

- 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ をその事務所において閲覧させること
  - イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
  - 口 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
  - ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
  - 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
  - ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
    - 一定の事項等を記載した書類
  - へ 助成の実績を記載した書類

次に	掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこ 同 意
れをそ	の事務所において閲覧させることに同意する。
※閲	覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
1	<ul><li>① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)</li><li>② 役員名簿</li><li>② 党事業(会計、翌年まりま)</li><li>※記載度式即まります。</li></ul>
	③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
п	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
本	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の大況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
~	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

#### (注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

### 認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人化学兵器被害者支援日中未来平和基金

### 認定基準等チェック表 (第6表)

チェック欄 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第 29条の規定により所轄庁に提出していること 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無 **(b)** (C) **@ (e)** (f) 無 有・無 有・無 有 有 · 無 有・無 有・無

#### 認定基準等チェック表 (第7表)

チェック欄 7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの 利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無 (a) **(b)** (C) **(D) (e)** (f) 申請時 有 · (無) 有・無 有・無 有・無 有・無 有 · 無 無 有・ 注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及 び添付する必要があります。

## 認定基準等チェック表 (第8表)

8	申請書を提出した	日を含む事	業年度	の初E	まにおいて、	その設立の日以	以後1年を超	える其	間が縦	過し	チェック欄
7	いること										
	事業年度	月	日~	月	<b>a</b>	設立年月日	平成	年	月	日	
		<u> </u>			<u> </u>						

#### (注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第 55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

# 欠格事由チェック表

	法人名	特定非営利活動法人化学兵器被害者支援日中未来平和基金		チェック 標		
-	認定、	特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当3 特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合	る法人	V		
	た場 例認	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特 合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年内に当該認定特定非営利 定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過 錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日 ・	活動法人 しないも	又は当 <b>該</b> 特 の		
•	ハ † いしく <b>罰金</b>	寺定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは打 は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違 刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年 対団の構成員等 <sup>(注2)</sup>	返したこ	とにより、		
3 4	認定 記定 記 記 記 記 取 税 に 関係 に 関係	又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を 例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄稅務署長等から交付を受けた納稅証 都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納稅証明書の添付が必要と に係る重加算稅又は地方稅に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	明書「そ	の4」並び		
6	 次の イ 暴	いずれかに該当する法人 力団 力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人				
Γ	1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	· · ·			
	1	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定				
		を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定	有・	( <u>#</u> )		
		特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でそ				
		の取消しの日から5年を経過しない者の有無	<u> </u>			
	ㅁ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から	有!	(無)		
		5年を経過しない者の有無				
ı	N	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは				
١		刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に	有・			
		関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受	/ <del>1</del> 17 *			
		けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無				
		<b>関上ロの株子日が小子句</b>		(無)		
L	-	暴力団の構成員等の有無	有・			
ſ	2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・	(1)		
L	, د	MANACATATY PINOSE とれて グイド こく ジャスパー ロップ ロー・フロー と 利力 回 ファス・コムバー	13.4	ب		
Γ	3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・	んしょぎ		
L		A DOMOSTALIDADO INTERNACIONAL DE LA CONTRACTOR DE LA CONT	10.1			
	4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人	はい・	いんな		
		認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を	受けた納	<b>党証明書</b>		
П	添付	「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を	添付するこ	ے		
書類 (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること						
		(注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要				
,						
L	5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・	いいえ		
ſ		Let all the second and the second an				
	6	次のいずれかに該当する法人		$\overline{A}$		
	1	暴力団	はい・	1000		
L	D	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・	(1/1)		